

| No. | 分類 | 質問 | 回答 |
|-----|--------|--|---|
| 1 | 補助要件 | 個人事業主でも申請できますか？ | 個人事業主も対象です。 申請時は「会社名」に屋号を、住所は代表者の住所を記載してください。 |
| 2 | 補助要件 | 本社は島外で、支店が市内にある会社は申請できますか？ | 島外事業者(本店等)としては申請できません。 ただし、市内の事業者(支店等)として申請することは可能です。 |
| 3 | 補助要件 | 「新たにデジタルを活用して業務拡大を図る事業」とは、どのような事業ですか？ | 業務効率化ソフトウェア・クラウドサービス導入(勤怠管理システム、保育システム等)、アナログ作業を効率化する機器・システム導入(業務用スキャナー、生育管理システム等)、インバウンド受入対策としてのキャッシュレス環境整備・多言語化システム導入などが考えられます。 |
| 4 | 補助対象経費 | 「機器購入」はどの範囲まで認められますか？ | モノの性質・用途を踏まえて個別に判断します。汎用性があり目的外使用になり得るもの(例:PC、タブレット、スマホ、テレビ及び周辺機器、家庭用プリンター、Microsoft Office等の汎用ソフトウェアなど)の購入費用は、原則として補助対象外です。 |
| 5 | 補助対象経費 | 見積額の中にPC、タブレット等の「機器購入費」が含まれる場合でも申請できますか？ | 申請可能です。ただし、汎用性があり目的外使用になり得るもの(NO.4参照)の購入費用は除いて補助対象経費を計算します。 |
| 6 | 補助対象経費 | 機材のレンタルは可能ですか？ | 原則可能です。ただし、交付決定後から令和9年2月分までで、支払いも2月までに完了するものに限りです。年払いの場合は、上記期間で算出した分を補助対象とします。一部、長期リース等で資産形成とみなされるものは対象外となる可能性があります。 判断に迷う場合は問い合わせフォームで確認してください。 |
| 7 | 補助対象経費 | 補助対象になるかの判断に迷う場合はどうすればよいですか？ | 申請前に奄美市ホームページ問い合わせフォームより相談してください。 |
| 8 | 補助対象経費 | キャッシュレス決済システムは補助対象となりますか？ | ○(対象) ただし、システムに係る費用以外(決済手数料等)は対象外です。 |
| 9 | 補助対象経費 | クラウドサービスは補助対象となりますか？ | ○(対象) 初期導入費、月額利用料が対象です。ただし、交付決定後から令和9年2月分までで、支払いも2月までに完了するものに限りです。年払いの場合は、上記期間で算出した分を補助対象とします。 |
| 10 | 補助対象経費 | Wi-Fiルーター等付随装置は補助対象となりますか？ | △(条件付きで対象) 工事費を除きます。システム導入に付随する場合のみ対象です。 |
| 11 | 補助対象経費 | 対象機器等購入時の送料は補助対象となりますか？ | ○(対象) |
| 12 | 補助対象経費 | ホームページ制作は補助対象となりますか？ | △(条件付きで対象) 1から新たにホームページ制作を行うことは事業拡大とはみなせません。既にあるホームページに予約システムを導入するなど、事業の拡大につながる場合は対象となる場合があります。 |
| 13 | 補助対象経費 | 付随する消耗品類は補助対象となりますか？ | ×(対象外) |

| | | | |
|----|------------|--------------------------------------|--|
| 14 | 補助対象経費 | 法定福利費は補助対象となりますか？ | ×(対象外) |
| 15 | 申請 | オンライン申請は可能ですか？ | 申請フォームから申請可能です。内容の確認のため、必ず連絡の取れるメールアドレスを記載してください。 |
| 16 | 申請 | 他の補助金との併用はできますか？ | 同一事業での併用はできません。 他の補助金等の助成を受けた事業と別の事業で申請する場合は対象です。 |
| 17 | 申請 | 1事業者あたりの申請件数は何件ですか？ | 当該年度で1事業者につき1件です。 |
| 18 | 申請 | 補助額は税込金額・税抜金額のどちらを基準に計算しますか？ | 税抜金額の3分の2を補助します。 |
| 19 | 申請 | 受付は先着順ですか？ | 先着順です。予算に達し次第補助金の受付は終了します。 |
| 20 | 実績報告 | 事業が令和9年2月28日(日)に完了した場合、実績報告期限はいつですか？ | 令和9年2月28日(日)までに提出してください。 |
| 21 | 実績報告 | 支払い証明としてレシートは使えますか？ | 原則として領収書を提出してください。発行できない場合は、事前にデジタル戦略課へ相談してください。 |
| 22 | 事業後(翌年度以降) | 補助事業後の調査は行いますか？ | アンケート等で活用状況を確認する予定です。 |